

南九州市告示第153号

南九州市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱を次のように定めた。

令和8年8月17日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2の規定に基づき、福祉健康課内に南九州市障害者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）を設置すること及びセンターが地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として実施する事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南九州市障害者基幹相談支援センター
- (2) 位置 南九州市知覧町郡17327番地（南九州市役所内）

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は南九州市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を、適切に事業運営を行うことができると認める指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に委託することができる。

(定義)

第4条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定特定相談支援事業者 法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者（法第51条の21第1項の規定による指定特定相談支援事業者の指定の更新を受けたものを含む。）をいう。
- (2) 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者（同法第24条の29の規定による指定障害児相談支援事業者の指定の更新を受けたものを含む。）をいう。
- (3) 地域移行・地域定着支援 法第5条第21項に規定する地域移行支援及び法

第5条第22項に規定する地域定着支援をいう。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住地又は現在地を有する法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）。ただし、法第19条第3項又は第4項の規定に該当する障害者等にあつては、当該各項における支給決定を行う市町村が南九州市であるもの
- (2) 法第4条第3項に規定する保護者又は障害者等の家族及び養護者若しくは後見人（以下「保護者等」という。）
- (3) 障害者等が利用する相談支援及び障害福祉サービスを行う事業者（以下「事業者等」という。）
- (4) その他市長が認める者

(事業内容)

第6条 センターは次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施に関すること。
- (2) 障害者等の権利擁護に関すること。
- (3) 相談支援事業者に対する必要な助言、指導及びその他の援助に関すること。
- (4) 相談支援機関との連携強化に関すること。
- (5) 南九州市地域自立支援協議会及び南九州市障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (6) 南九州市障害者虐待防止対策支援事業及び南九州市障害者虐待防止ネットワーク推進会議に関すること。
- (7) 地域移行・地域定着支援に関すること。
- (8) 南九州市身体障害者相談員及び南九州市知的障害者相談員に関すること。
- (9) その他事業の実施に関し、市長が必要と認める業務に関すること。

(利用料)

第7条 センターの利用料は、無料とする。

(職員配置)

第8条 センターに相談支援専門員その他必要な職員（以下「職員等」という。）を配置するものとする。

(受託者)

第9条 第3条第2項により委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、市長に法第77条の2第4項に規定する届出をしなければならない。

2 受託者は、事業の実施に際し事故が発生した場合は、市長及び保護者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、利用状況や業務の実施状況について適切に記録を整備し、市長に

報告するものとする。

（守秘義務）

第10条 職員等及び受託者は、この業務を行うに当たっては個人の人権を尊重し、業務で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。この職を退いた後も同様とする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。